

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後備置書類

(吸収合併に係る事後開示事項)

2024 年 4 月 1 日

東京瓦斯株式会社

2024年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 笹山晋一

東京瓦斯株式会社（以下、「当社」といいます。）及び当社の完全子会社である東京ガスリブソリューションズ株式会社（以下、「消滅会社」といいます。）は、2024年1月22日付で締結した吸収合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2024年4月1日をもって効力を生じております。

2. 消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

消滅会社の株主は当社のみのため、会社法第784条の2の規定に基づき、本吸収合併の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

消滅会社の株主は特別支配会社である当社のみのため、会社法第785条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続を実施しておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 5 日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、当社の株主は本吸収合併の差止請求を行うことはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2024 年 2 月 5 日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本吸収合併の変更の登記をした日

2024 年 4 月 4 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示事項

(合併消滅会社) 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガスリブソリューションズ株式会社
代表取締役社長 星崎 友洋

当社は、2024年1月22日付で締結した吸収合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社の有する権利義務を、東京瓦斯株式会社（以下「存続会社」といいます。）に承継させる吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。

当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 吸収合併存続株式会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社についての最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

存続会社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年1月23日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- ① 買付期間 2023年5月8日～2024年3月31日（約定ベース）
- ② 買付株式数 53百万株
- ③ 買付総額 113,000百万円
- ④ 買付方法 東京証券取引所における市場買付

（2）自己株式の消却

存続会社は、2024年1月31日に開催した取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施を予定しております。

- ① 消却する株式の種類 存続会社普通株式
- ② 消却する株式数 34,422,900株
- ③ 消却実施日 2024年2月19日

（3）株式取得及び子会社の異動

存続会社は、2023年12月28日付で、存続会社の100%出資子会社東京ガスアメリカ社が出資する米国テキサス州のガス開発・生産事業会社TG Natural Resources LLC（以下「TGNR社」といいます。）グループがQuantum Energy Partnersの投資先であり、米国テキサス州にてガス開発・生産事業を行なう会社Rockcliff Energy II LLC（以下「RC社」といいます。）の全株式を取得し子会社化しました。

①株式取得の理由

存続会社は、2020年に子会社化したTGNR社を通じてガス開発・生産事業を継続してまいりました。今後、米国内でLNG輸出基地の新設が進むなど、天然ガス需要の増加が見込まれている中、東京ガスグループは、中期経営計画「CompassTransformation23-25」において、北米でのシェールガス事業の拡大を掲げており、TGNR社が鉱区を保有するテキサス・ルイジアナエリアにおいて新たな優良資産の取得を模索していました。今回のRC社株式取得により、安定した収益基盤の構築を見込んでいます。

②株式取得の相手先の名称

Rockcliff Intermediate Holdings LLC

③取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株（議決権所有割合：0.0%）
(2) 取得株式数	全株式
(3) 取得価額	約2,700百万米ドル（約4,050億円）
(4) 異動後の所有株式数	全株式（議決権所有割合：100.0%）

④取得対象会社の名称及び事業内容

名称	事業の内容
Rockcliff Energy II LLC	テキサス州およびルイジアナ州におけるヘ インズビル層・コットンバレー層他のガス 開発・生産事業
Rockcliff Energy Operating LLC	
Rockcliff Operating LA LLC	

7. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社について、本件合併に先立ち、2024年3月31日付で、存続会社が当社に対して有する債権を放棄することにより債務超過を解消する予定です。

8. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙 1
吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

存続会社 : 東京瓦斯株式会社
消滅会社 : 東京ガスリブソリューションズ株式会社



吸収合併契約書

東京瓦斯株式会社（以下「存続会社」という。）及び東京ガスリブソリューションズ株式会社（以下「消滅会社」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 存続会社及び消滅会社は、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）して、存続会社は存続し、消滅会社は解散する。
2. 本合併にかかる存続会社及び消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 存続会社
商号：東京瓦斯株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号
 - (2) 消滅会社
商号：東京ガスリブソリューションズ株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

第2条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、存続会社及び消滅会社は、本合併の手續進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第3条（本合併に際して交付する金銭等）

存続会社は、本合併に際して、消滅会社の株主に対して金銭等の交付は行わない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により存続会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第5条（本契約の承認等）

存続会社及び消滅会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手續その他法令により必要となる手續を行うものとする。

第6条（権利義務の承継）

存続会社は、効力発生日において、消滅会社の資産、負債、契約上の地位、雇用関係及びその他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務等）

存続会社及び消滅会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に存続会社及び消滅会社が協議の上、これを実行する。

第8条（本契約の解除等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、存続会社又は消滅会社の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、存続会社及び消滅会社に

よる協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める存続会社及び消滅会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（本契約規定以外の条項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、存続会社及び消滅会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、存続会社及び消滅会社が記名押印の上、存続会社が保有する。

2024年1月22日

存続会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 笹山 晋一



消滅会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガスリブソリューションズ株式会社
代表取締役 星崎 友洋





別紙 2

存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表 2023年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部	
	百万円
流動資産	967,788
現金及び預金	308,643
受取手形	1,147
売掛金	391,305
仕掛品	10,799
原材料及び貯蔵品	110,205
前払費用	1,414
その他流動資産	145,746
貸倒引当金	△1,473
固定資産	1,728,291
有形固定資産	239,642
建物	14,677
構築物	43,403
機械及び装置	65,576
工具、器具及び備品	5,626
土地	104,327
建設仮勘定	6,029
その他有形固定資産	2
無形固定資産	105,607
ソフトウェア	96,471
のれん	887
その他無形固定資産	8,248
投資その他の資産	1,383,041
投資有価証券	49,948
関係会社株式	647,502
長期貸付金	627,777
繰延税金資産	25,724
その他投資	38,190
貸倒引当金	△6,101
資産合計	2,696,080

負債の部	
	百万円
流動負債	655,898
買掛金	42,051
短期借入金	208,059
未払金	42,777
未払費用	138,223
未払法人税等	97,904
契約負債	8,744
前受金	10,933
預り金	11,233
前受収益	1,100
その他流動負債	94,870
固定負債	1,048,417
社債	544,799
長期借入金	425,202
退職給付引当金	58,633
役員株式給付引当金	183
器具保証契約損失引当金	5,176
ポイント引当金	603
その他固定負債	13,819
負債合計	1,704,315
純資産の部	
	百万円
株主資本	976,972
資本金	141,844
資本金	141,844
資本剰余金	2,065
資本準備金	2,065
利益剰余金	836,720
利益準備金	35,454
その他利益剰余金	801,266
固定資産圧縮積立金	4,216
海外投資等損失準備金	210
原価変動調整積立金	141,000
別途積立金	339,000
繰越利益剰余金	316,839
自己株式	△3,658
自己株式	△3,658
評価・換算差額等	14,792
その他有価証券評価差額金	18,072
その他有価証券評価差額金	18,072
繰延ヘッジ損益	△3,279
繰延ヘッジ損益	△3,279
純資産合計	991,764
負債純資産合計	2,696,080

損益計算書 2022年4月1日から2023年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	2,508,130	売上高	2,999,878
(売上総利益)	(491,747)		
販売費及び一般管理費	190,321		
(営業利益)	(301,426)		
営業外費用	18,763	営業外収益	20,958
支払利息	3,295	受取利息及び受取配当金	15,167
社債利息	5,563	雑収入	5,790
為替差損	4,799		
雑支出	5,104		
(経常利益)	(303,621)		
特別損失	14,068	特別利益	2,670
減損損失	2,114	投資有価証券売却益	2,670
関係会社株式評価損	11,953		
(税引前当期純利益)	(292,222)		
法人税等	98,574		
法人税等調整額	△11,523		
当期純利益	205,171		

株主資本等変動計算書

2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金					利 益 剩 余 金 合 計	
		資 準 備 本 金	資 本 剩 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金					
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	原 価 変 動 調 整 積 立 金	別 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金		
当 期 首 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,556	1,017	141,000	339,000	135,790	657,818
会計方針の変更による累積的影響額									24,584	24,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,556	1,017	141,000	339,000	160,374	682,402
当 期 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,339				1,339	
海外投資等損失準備金の取崩						△807			807	
剰余金の配当									△29,485	△29,485
当期純利益									205,171	205,171
自己株式の取得										
自己株式の処分										
自己株式の消却									△15,885	△15,885
会社分割による減少									△5,482	△5,482
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
当期変動額合計	-	-	-	-	△1,339	△807	-	-	156,465	154,318
当 期 末 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	4,216	210	141,000	339,000	316,839	836,720

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,524	798,203	18,357	△4,612	13,745	811,948
会計方針の変更による累積的影響額						24,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,524	822,787	18,357	△4,612	13,745	836,532
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩						-
海外投資等損失準備金の取崩						-
剰余金の配当		△29,485				△29,485
当期純利益		205,171				205,171
自己株式の取得	△16,031	△16,031				△16,031
自己株式の処分	12	12				12
自己株式の消却	15,885					-
会社分割による減少		△5,482				△5,482
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	/	/	△285	1,332	1,047	1,047
当期変動額合計	△134	154,184	△285	1,332	1,047	155,231
当 期 末 残 高	△3,658	976,972	18,072	△3,279	14,792	991,764

個別注記表

東京瓦斯株式会社

2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券については次のとおりです。

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっています。その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっています(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)。

その他有価証券で市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によっています。

② デリバティブの評価は、時価法によっています。

③ 棚卸資産(仕掛品・原材料及び貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5～10年)に基づく定額法を採用しています。のれんは発生原因に応じて、20年以内での均等償却を行っています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しています。数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

③ 役員株式給付引当金は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が役員等に付与するポイント数に相当する当社株式について、退任時等に交付する費用の支出に備えるため、当期末において、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しています。

④ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しています。

- ⑤保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しています。
- ⑥器具保証契約損失引当金は、販売器具のメンテナンス保証契約履行に伴い、発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見積額を計上しています。
- ⑦ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ①商品及び製品の販売に係る収益
商品及び製品の販売については、主に都市ガス、液化天然ガス（LNG）及び電気の販売であり、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、契約期間にわたり供給義務が発生する場合は供給の都度、又は、一時点において商品及び製品の引渡しが行われる場合は引渡時に、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。
電力販売における再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第三者のために回収する金額に該当することから取引価格に含めず、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しています。
- ②サービス提供等に係る収益
ガス機器等に関連した、メンテナンス・保守を含むサービス提供等については、契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(ガス事業における収益認識基準の変更)

都市ガスの販売においては、契約期間にわたり供給すべき契約上の義務が発生し、供給の都度、履行義務が充足されますが、当社は従来、「ガス事業会計規則」（昭和29年通商産業省令第15号）に基づき検針日基準により収益を計上していました。当社においては、2021年10月1日付にて経過措置料金規制が解除となり、2022年4月1日より当社のガス導管事業等を当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社に承継させる吸収分割を行ったことにより、当社はガス事業会計規則に定める一般ガス導管事業者には該当しなくなりました。そのため、当期より、都市ガスの販売に関して、期末時点で充足される履行義務を合理的に見積ることにより、引渡基準により収益を認識する方法に変更しています。

当該会計方針の変更が遡及適用されたことによる累積的影響額は、当期首の利益剰余金に反映しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は24,584百万円増加しました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「ガス事業会計規則」から「会社計算規則」に基づく計算書類への変更)

「注記事項(2. 会計方針の変更に関する注記)」に記載のとおり、2022年4月1日より、当社はガス事業会計規則に定める一般ガス導管事業者には該当なくなりました。これに伴い、当社の計算書類は、前期まで「ガス事業会計規則」に基づいて作成してきましたが、当期より「会社計算規則」に基づいて作成しています。主な変更内容は以下のとおりです。

(1) 貸借対照表関係

①前期は、固定性配列法を採用していましたが、当期より流動性配列法を採用しています。

②前期は、「有形固定資産」を機能別に区分掲記していましたが、当期より「有形固定資産」を形態別に区分掲記しています。

(2) 損益計算書関係

①前期は、ガス事業で生じた売上高をガス事業売上高、ガス事業に付随して生じた営業上の雑収益を営業雑収益、ガス事業に付随して生じた営業上の附帯事業に関連する収益を附帯事業収益として表示していましたが、当期より「売上高」として合算して表示しています。

②前期は、ガス事業で生じた原価を売上原価として表示しておりましたが、当期よりガス事業で生じた原価と合わせ、ガス事業に付随して生じた営業上の雑費用及び附帯事業に関連する費用のうち、原価に相当する費用を「売上原価」として合算して表示しています。

③前期は、ガス事業にて生じた売上原価以外の費用を供給販売費及び一般管理費として表示しておりましたが、当期より、ガス事業に付随して生じた営業上の雑費用及び附帯事業に関連する費用のうち、販売費及び一般管理費に相当する費用を「販売費及び一般管理費」に合算して表示しています。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載しています。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

①当期の計算書類に計上した金額

関係会社株式	647,502百万円
関係会社株式評価損	11,953百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

上記資産のうち、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性があるかと判断された銘柄を除き、実質価額まで評価損を計上しています。

(ロ) 主要な仮定

実質価額が投資額に対して著しく低下している関係会社株式の回復可能性の有無は、各関係会社の経営環境などの外部要因に関する情報や各関係会社が用いている内部の情報（事業計画、予算など）を使用し、判断しています。当該判断には、売上高に影響する販売量、市場価格等の将来見通し、需給予測を踏まえた市場の動向及び直近実績を反映した各種コストの見通しを用いています。

(ハ) 翌期の計算書類に与える影響

上記の判断は合理的なものであると認識していますが、予測不能な前提条件の変化などにより見通しに変化した場合には、評価損が発生する可能性があります。

(2) 棚卸資産（原料）の評価

①当期の計算書類に計上した金額 104,817百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(3) 退職給付引当金の算定

①当期の計算書類に計上した金額 58,633百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(4) 都市ガス販売の検針日から期末日までの未検針期間の収益の見積り

①当期の計算書類に計上した金額

売上高 1,607,266百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(5) 電力販売の検針日から期末日までの未検針期間の収益の見積り

①当期の計算書類に計上した金額

売上高 815,643百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

その他の流動資産	4,234百万円	(主にデリバティブ取引に係る 差入保証金)
----------	----------	--------------------------

投資有価証券	4百万円	
--------	------	--

長期貸付金	19百万円	
-------	-------	--

(担保に係る債務の金額)	—) (当社が出資する会社等の借入 金の担保に供しています。)
--------------	---	-----------------------------------

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額

732,965百万円

(3) 保証債務等

保証債務	70,259百万円
------	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	177,409百万円
--------	------------

短期金銭債務	312,697百万円
--------	------------

長期金銭債権	632,455百万円
--------	------------

長期金銭債務	3,361百万円
--------	----------

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	638,228百万円
-----	------------

仕入高	886,357百万円
-----	------------

営業取引以外の取引高	17,357百万円
------------	-----------

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数	1,455,205株
----------	------------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	関係会社株式及び投資有価証券、退職給付引当金
--------	------------------------

繰延税金負債	その他有価証券評価差額金
--------	--------------

10. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
東京ガスネットワーク(株)	所有直接100.0	子会社	会社分割に伴う出資(注1)	173,449	—	—
TOKYO GAS PLUTO PTY LTD	所有間接100.0	子会社	金融機関借入に対する債務保証(注2)	11,125	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社専管部門の法的分離に伴い、東京ガスネットワーク(株)に1株につき13,733円出資したものです。

(注2)プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しています。

11. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 2,288円23銭

一株当たり当期純利益 472円54銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2023年4月26日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しました。

自己株式取得の内容は次のとおりです。

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 5,300万株(上限;発行済株式総数に対する割合 12.2%)
- ・株式の取得価額の総額 113,000百万円(上限)
- ・取得する期間 2023年5月8日から2024年3月31日まで

13. その他の注記

(1) 東京ガスネットワーク㈱への会社分割（吸収分割）

連結計算書類に記載のとおりです。

(2) 取締役、執行役及び執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役に対し、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入することを決議しています。また、執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入することを別途決定しています（以下、両方の株式報酬制度を合わせて「本制度」、取締役、執行役及び執行役員を総称して「役員等」という。）。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

①取引の概要

本制度は、当社が金銭を抛出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各役員等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役員等に対して交付される、信託型の株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間在任する役員等に対して行います。なお、役員等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として役員等の退任時です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前期末460百万円、223,800株、当期末449百万円、218,500株です。

(3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
エネルギー・ソリューション	都市ガスの製造・販売、LNG販売、トレーディング、電力、エンジニアリングソリューション(エンジニアリング、エネルギーサービス等)
ネットワーク	都市ガスの託送供給等
海外	海外資源開発・投資、エネルギー供給等
都市ビジネス	不動産の開発及び賃貸等

(注) 2022年4月1日より報告セグメントを変更しています。詳細は、下記「① 当期業績の概要」に記載のとおりです。

(2) 事業の経過およびその成果

① 当期業績の概要

当期における我が国の経済は、輸出や生産の一部に弱さが残るものの、個人消費や設備投資の回復基調を受けて景気が緩やかに持ち直してきました。今後、ウィズコロナ社会の下で、各種政策の効果もあって、更なる回復が期待されますが、足下の物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等により経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

そのような経済環境の中、2016年4月の電力小売全面自由化に続く2017年4月のガス小売全面自由化により、エネルギー業界ではエネルギー事業者間の競争、さらには業種の垣根を越えた競争が激しさを増しています。また脱炭素化が世界的な潮流となる等、エネルギー事業を取り巻く環境は大きく変化しました。そうした中、当社グループは、総合エネルギー事業化とグローバル化によって、国内外のお客さまにお届けする付加価値を増大し、引き続き当社グループを選んでいただけるよう、さまざまな施策に積極的に取り組んできました。

また、当社は、グループ経営ビジョン「Compass2030」の具体的道筋となる「Compass Action」を2021年11月に策定するとともに、ビジョンの実現に向けた体制を構築するため、2022年4月1日よりホールディングス型グループ体制に移行しました。これを受け、2021年度まで、「ガス」、「電力」、「海外」、「エネルギー関連」及び「不動産」の5つの事業を報告セグメントとしてきましたが、2022年度より、「エネルギー・ソリューション」、「ネットワーク」、「海外」、「都市ビジネス」の4つの事業を報告セグメントとすることとなりました。

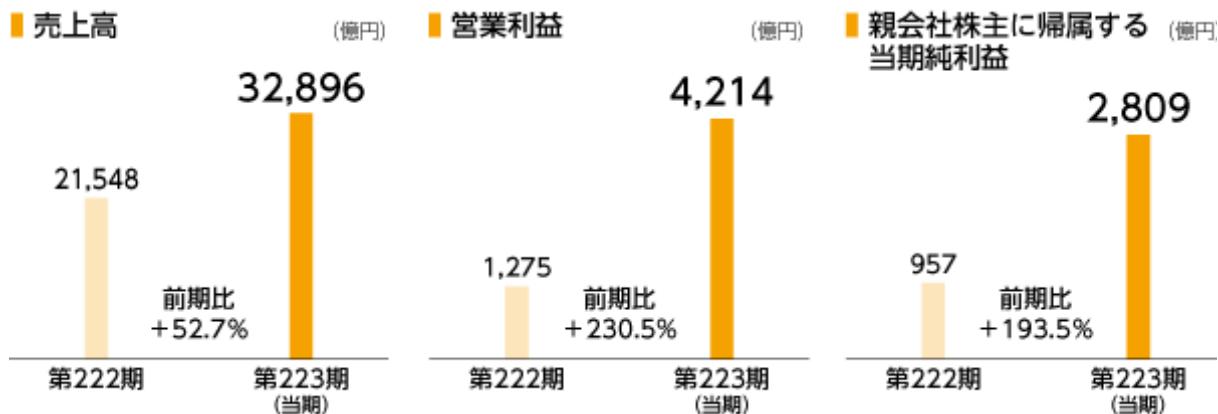
当期、エネルギー・ソリューション事業については、都市ガスの販売において、家庭用及び業務用は高気温影響等による需要減により販売量が減少しました。電力の販売においては、小売では巣ごもり需要の減少影響があるものの、小売件数増等に伴い販売量が増加しました。また、卸他では卸先の需要増により販売量が増加しました。

ネットワーク事業については、託送収益が冬場の高気温の影響を受けました。海外事業については、世界的な市況価格の高騰及び対米ドル円レートが円安方向に推移した影響により、豪州、北米のLNG事業等の売価増等により収支が改善しました。都市ビジネス事業については、ホテル事業の客室稼働率が大幅に改善しました。

このような経済情勢や環境変化により、連結売上高は対前期比52.7%増の3兆2,896億34百万円、営業費用は、同41.5%増の2兆8,681億57百万円となりました。

この結果、営業利益は同230.5%増の4,214億77百万円、経常利益は同199.6%増の4,088億46百万円となりました。これに加え、特別利益として投資有価証券売却益を37億95百万円、事業譲渡益を35億6百万円、特別損失としてエネルギー・ソリューション事業の減損損失40億93百万円、投資有価証券評価損24億20百万円及び長期貸付金評価損21億54百万円を計上し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は同193.5%増の2,809億16百万円となりました。

なお、「エネルギー・ソリューション」、及び「ネットワーク」については、前年度の新しい報告セグメントでの売上高及び利益の金額等に関する情報を作成することが困難なため、「エネルギー・ソリューション」、及び「ネットワーク」の売上高及びセグメント利益合計を概算値として算出し、参考情報として記載しています。



② 前期比のポイント

売上高	+11,348 億円	<ul style="list-style-type: none"> 原料費調整に伴う単価増などによる「エネルギー・ソリューション」の売上高増等
営業費用	+8,408 億円	<ul style="list-style-type: none"> 原油価格上昇影響などによる「エネルギー・ソリューション」原材料費増等
営業外損益	△215 億円	<ul style="list-style-type: none"> 為替差損益△95億円 持分法による投資損益△81億円等
特別損益	△14 億円	<ul style="list-style-type: none"> (当期) <ul style="list-style-type: none"> 投資有価証券売却益+37億円 事業譲渡益+35億円 減損損失△40億円 投資有価証券評価損△24億円 長期貸付金評価損△21億円 (前期) <ul style="list-style-type: none"> 投資有価証券売却益+41億円 固定資産売却益+22億円 減損損失△37億円 投資有価証券評価損△24億円

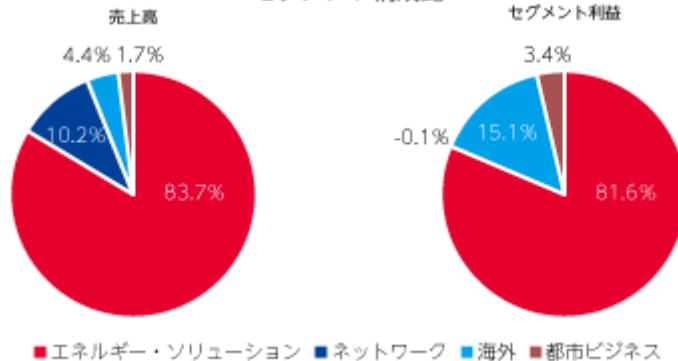
③ セグメント別の概要

(単位：億円)

	売上高※5				セグメント利益 (営業利益+持分法損益)			
	第223期 (当期)	第222期	増減	%	第223期 (当期)	第222期	増減	%
エネルギー・ソリューション※1 (持分法損益含む)	30,311	—	—	—	3,659	—	—	—
ガス (ネットワーク除く) ※2	19,744	—	—	—	2,940	—	—	—
電力	8,559	4,674	3,885	83.1	509	112	397	351.7
ネットワーク	3,703	—	—	—	△3	—	—	—
エネ・ソリュ+ネットワーク合計※3	34,015	20,839	13,176	63.2	3,656	1,338	2,318	173.1
海外	1,599	858	741	86.2	679	265	414	156.1
(持分法損益)	—	—	—	—	△51	27	△78	—
都市ビジネス (持分法損益含む)	626	579	47	8.1	151	132	19	14.2
調整額※4	△3,345	△728	△2,617	—	△317	△424	107	—
セグメント合計額	32,896	21,548	11,348	52.7	4,170	1,312	2,858	217.7
(持分法損益)	—	—	—	—	△44	37	△81	—

- (注) 1. 「都市ガス (ネットワーク除く)」「液化石油ガス」「産業ガス」「LNG販売」「トレーディング」「電力」「エンジニアリングソリューション」「ガス器具」「建設」「クレジット」「情報処理サービス」「船舶」等を含みます。
 2. 「都市ガス (ネットワーク除く)」「LNG販売」「トレーディング」を含みます。
 3. 「エネルギー・ソリューション」、「ネットワーク」について、各々の第222期金額を算出することができないため、「エネルギー・ソリューション」および「ネットワーク」の売上高及びセグメント利益の合計を概算値として算出し、参考情報として記載しています。
 4. セグメント利益の調整額の主なものは、各セグメントに配分していない全社費用です。「調整額」のセグメント利益について、第223期実績は、全社費用のうち各セグメントに対応する部分について直接配賦しています。第222期実績については、配賦可能な部分のみ配賦しています。
 5. セグメント別の売上高には事業間の内部取引を含んでいます。

セグメント構成比



※セグメント構成比は、調整額を除き算出しています。

エネルギー・ソリューション

都市ガスの製造・販売、LNG販売、トレーディング、電力、エンジニアリングソリューション（エンジニアリング、エネルギーサービス等）等

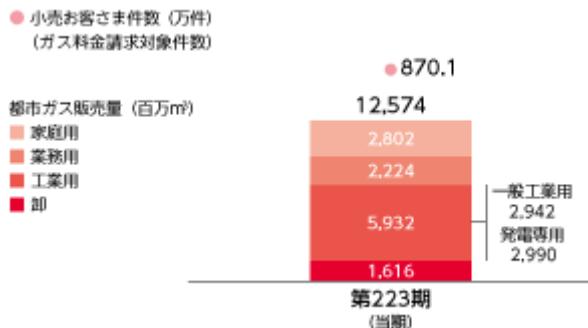
売上高（億円）

30,311

セグメント利益（億円）

3,659

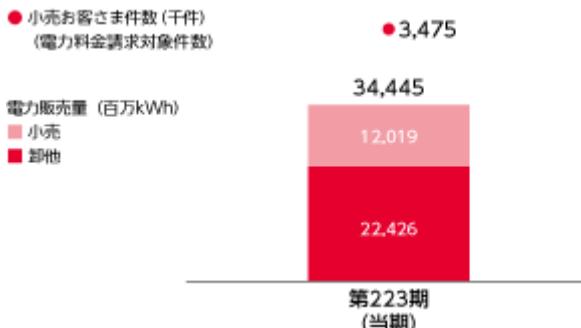
【 都市ガス販売量・件数 】



【 都市ガス販売量の主な増減理由 】

家庭用	高気温影響等による需要減
業務用	高気温影響等による需要減
工業用	需要家の稼働減
他事業者向け供給	供給先稼働減

【 電力販売量・件数 】



【 電力販売量の主な増減理由 】

小売	件数増
卸他	卸先の需要増

TOPICS

電力契約300万件到達 およびデマンドレスポンスの本格展開

当社は、2022年4月に電力契約件数300万件に到達[※]しました。脱炭素社会の実現をはじめとする社会課題の解決に向け、300万件到達を契機に責任を持って取り組む第一歩として、電力需給が逼迫するタイミングでお客さまに自発的な節電を実施していただき、電力の安定供給やCO₂排出量削減を目指す「行動変容型」のデマンドレスポンスを2022年7月より本格展開しました。2022年度冬季の取り組みでは、28万件を超えるお客さまにご参加いただき、約390万kWhの節電にご協力いただきました。

※ 東京ガスの電気を供給中のお客さま件数



売上高 (億円)

3,703

セグメント利益 (億円)

△3

TOPICS

「2022年度東京ガスグループ総合防災訓練」の実施について

当社と東京ガスネットワーク株式会社は、2022年7月14日、グループ各社と首都圏における大規模地震の発生を想定した総合防災訓練を実施しました。

総合防災訓練は東京ガスグループの災害対応力の強化を図ることを目的に1983年から実施しています。今回は、協力企業を含めた東京ガスグループの従業員約2万人に加え、関係機関、他インフラ企業にも参加いただき、ホールディングス型グループ体制における連携した災害対応について、確認・検証を行いました。訓練の中では、東京都災害情報システム^{※1}を用いた情報連携も実施いたしました。

なお、本訓練は、災害に対するレジリエンスを高める地震発生から24時間後程度までの「初動段階」に焦点をあてて実施し、事前にシナリオを用意しない“ブラインド型訓練”^{※2}として実施しました。

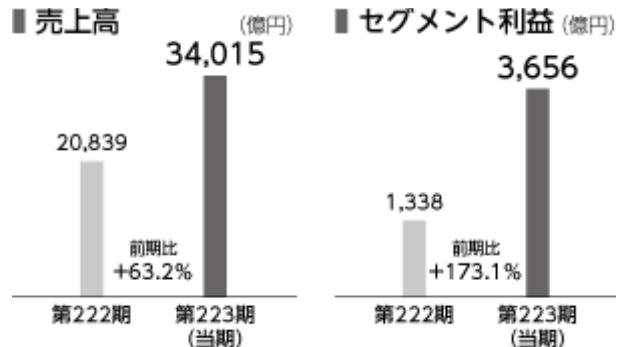
東京ガスグループは、今後も地震等の災害対策を進め、強靱で安全なエネルギー供給の実現に取り組んでまいります。

※1 都が災害時に被害情報等を迅速に収集・活用し、的確な災害対策活動等を遂行するためのシステム

※2 事前にシナリオを用意せずに、当日知らされる被災状況に対して、非常事態対策本部の各班が要領等に基づき対応する訓練



【参考】「エネルギー・ソリューション」＋「ネットワーク」



「エネルギー・ソリューション」、「ネットワーク」について、各々の前期金額を算出することができないため、「エネルギー・ソリューション」および「ネットワーク」の売上高、セグメント利益の合計を概算値として算出し、参考情報として記載いたします。

■ 売上高

(億円)



■ セグメント利益 (億円)



売上高は、豪州上流事業におけるLNGの販売単価増等により、前期に比べ86.2%増の1,599億12百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ156.1%増の679億11百万円となりました。

TOPICS

ベトナムにおけるLNG to Powerプロジェクトの事業性評価に向けた合弁会社の設立

当社は、ベトナムにおける最大のIPP事業者^{※1}であるペトロベトナムパワー社、ベトナムクアンニン省の機械生産・販売事業者であるコラビ社、丸紅株式会社と、合弁会社Quang Ninh LNG Power JSC社（以下「QNLP」）を設立しました。

QNLPは、ベトナムクアンニン省カムファ地区における、陸上LNG受入基地および天然ガス火力発電所（発電容量：150万kW）の開発・建設・運営、LNG調達、ベトナム電力グループへの売電を行うLNG to Powerプロジェクト^{※2}の事業性評価を実施し、最終投資意思決定のうえ、2027年後半からの商業運転開始を目指します。

※1 独立系発電事業者（Independent Power Producer）

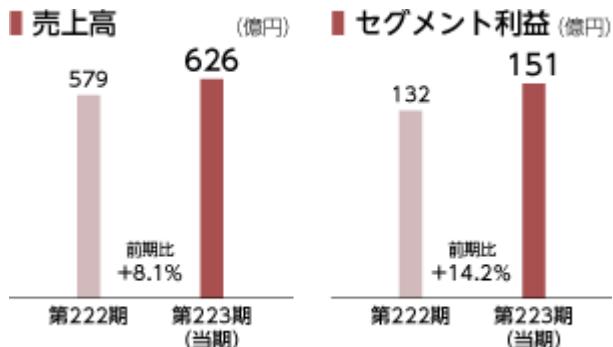
※2 ガス火力発電の燃料であるLNGの調達、気化から発電まで一貫して行うプロジェクト



投資家承認セレモニー

都市ビジネス

不動産の開発及び賃貸等



▶ 売上高は、ホテル事業の客室稼働率の増加等により、前期に比べ8.1%増の626億76百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ14.2%増の151億77百万円となりました。

TOPICS

新宿パークタワー共用部に実質再生可能エネルギー電気を導入

当社100%子会社である東京ガス不動産株式会社は、自社保有ビルにおけるCO₂削減に貢献する取り組みの一つとして、新宿パークタワー共用部にトラッキング付FIT非化石証書*を購入することで、実質再生可能エネルギー電気を導入しました。

※ 固定価格買取制度 (FIT) の認定を受けたFIT発電所において発電された電気の環境価値を証書化したものです。トラッキング付FIT非化石証書の購入により、電気由来のCO₂排出量をオフセットすることができ、「CO₂排出量実質ゼロ」の電気とみなされます。



新宿パークタワー

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、2,132億33百万円でした。

ガス本支管は当期中に440km増加し、期末の総延長は66,002kmとなりました。

(4) 資金調達の状況

当期は第1回・第2回劣後特約付社債の発行および借入金により計1,053億円調達いたしました。なお、連結有利子負債残高につきましては、前期末に比べ426億44百万円増加の1兆2,632億33百万円となりました。

(5) 対処すべき課題

「Compass Transformation 23-25」 東京ガスグループ 2023-2025年度 中期経営計画
(2023年2月発表)

23-25
期間の
取組み

- 脱炭素社会への責任あるトランジションを実現するため、エネルギー安定供給を確保しながら、再エネ（洋上風力等）やe-methane※、水素等の脱炭素分野を順次事業化
- ソリューションの本格展開に向けて、先進企業とのデジタル分野での取り組みをグループ横断的なものへと加速し、リアルとデジタルの強みを融合したプラットフォームを構築
- 変化に強いしなやかな企業体質を実現するため、ホールディングス（HD）型グループ体制のもとで各カンパニー・基幹事業会社が競争力を強化し、グループ員一人ひとりと東京ガスグループ双方が成長を実感できる人的資本経営を実践

グループ経営理念 人によりそい、社会をささえ、未来をつむぐエネルギーになる。

東京ガスグループが事業活動を通じて取組む
サステナビリティ上の重要課題（マテリアリティ）

社会・お客さま

- 脱炭素社会への責任あるトランジション
- エネルギーの安定供給
- 地球環境の保全
- 安全と防災の徹底・安心なまちづくりへの貢献
- ウェルビーイングなくらしとコミュニティへの貢献

東京ガスグループ(私たち)

- 多様な人材が活躍できる組織の実現
- サプライチェーン全体における人権の尊重

2023-2025

従来のエネルギーの枠を超えたソリューションと事業群で、
社会の持続的発展と
お客さまへの一層の価値提供を追求すべく、
東京ガスグループ自らがビジネスモデルを変革

2030

「CO₂ネット・ゼロ」への移行をリード
「価値共創」のエコシステム構築
LNGバリューチェーンの変革

利益水準2,000億円

※ グリーン水素等の非化石エネルギー源を原料として製造された合成メタン

1. 23-25期間の「3つの主要戦略」

- 「従来のエネルギーの枠を超えたソリューションと事業群で、社会の持続的発展とお客さまへの一層の価値提供を追求すべく、東京ガスグループ自らがビジネスモデルを「変革」する期間と位置づけ、グリーントランスフォーメーション（GX）・デジタルトランスフォーメーション（DX）・お客さまとのコミュニケーション変革（CX）を軸に、以下の3つの主要戦略を実行いたします。
- 戦略実行にあたっては、エネルギー市場のボラティリティや不確実性に迅速かつ柔軟に対応すべく、「収益性」「成長性」「安定性」の視点から事業ポートフォリオマネジメントを強化し、新たな成長領域への経営資源のシフトを加速します。

① エネルギー安定供給と脱炭素化の両立

エネルギー安定供給を確保しながら、脱炭素分野を順次事業化・収益化

バリューチェーン全体の柔軟性を駆使した市場変動への対応・安定供給の推進

- エネルギー市場変動の増大に対応すべく、調整力や環境価値等の新たに成長する市場に適した資産形成・運用を行うとともに、デジタル取引プラットフォームの構築を通じ、お客さまのニーズに応じた安定性・環境性・柔軟性に優れたエネルギー供給を実現します。

23-25期間の取組み

AO&T*の高度化

- バリューチェーン全体でのリスク管理
・アセット柔軟活用
- LNG・電力トレーディングの高度化
・拡大

デジタルを活用した 新たなエネルギー取引

- デジタル取引プラットフォーム整備・
商材拡充

* Asset Optimization & Trading：設備最適稼働とトレーディングの一体運用

2025年の到達点

- DXによる資産活用とエネルギー提案メニューの拡大
- 太平洋・大西洋を横断した市場インテリジェンス強化とLNGトレーディング活用の拡大
- 電力分野でのデジタル取引プラットフォーム構築



責任あるトランジションの実行

- ・国内外でLNGの高度利用を一層推進しCO₂削減を図りながら、その収益を再エネ（特に市場規模の大きい洋上風力等）・e-methane・水素等の先進的な脱炭素分野に投入・順次事業化を図ります。
- また自社排出削減はもとより、お客さまニーズに応じた最適なソリューションを提供し、お客さまと東京ガスグループがともに持続的に発展する好循環を確立することで、社会全体の脱炭素化と経済的成長の両立を図ります。

低・脱炭素化と成長の好循環



ガス・電力双方の脱炭素技術実現に向けた取組み

- ・エネルギー需要の大宗を占める熱分野の脱炭素化を積極的に推進するため、e-methaneに関する取組みをこれまでの小規模実証から大規模サプライチェーン構築へと強化・拡大します。電力分野では太陽光・バイオマスに加え、洋上風力の大規模化・低コスト化に向けた取組みを推進し、国とも連携しながら早期にGXの実現を目指します。

23-25期間の取組み

- カーボンクレジットを活用したCNL等のソリューション拡大

脱炭素ソリューション推進組織（GXカンパニー）新設

- e-methaneの大規模サプライチェーン構築
 - ✓米国等の海外大規模e-methaneサプライチェーン構築（技術確立、環境価値に関する制度対応、原材料調達）
- 水素製造用低コスト水電解セル/スタック商用化
- 新たな収益源獲得に向けた再エネ電源獲得
 - ✓再エネ電源を着実に拡大
 - ✓浮体式洋上風力の早期社会実装に向けた取組み加速

- 自社火力ゼロエミ化検討
- 都市ガス製造設備のCO₂排出ネット・ゼロ化
- シェール開発におけるメタンエミッション対策推進

■ 天然ガス高度利用 ■ ガスの脱炭素化 ■ 電力の脱炭素化 ■ 自社排出削減

2025年の到達点

- e-methaneの海外大規模サプライチェーン構築の投資意思決定
- 再エネ電源取扱量：220万kW
- 自社活動排出CO₂ネット・ゼロ：60%達成（2020年度比）
- CO₂削減貢献量1,200万t

2030年の目標

- ・ e-methane 1%導入（8,000万Nm³/年）
- ・ 再エネ電源取扱量600万kW
- ・ 自社活動排出CO₂ネット・ゼロ
- ・ CO₂削減貢献量1,700万t

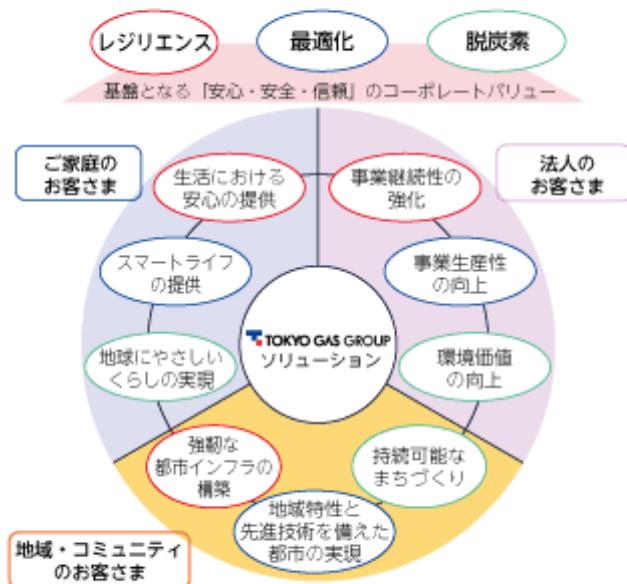
② ソリューションの本格展開

GX・DXを取り入れたソリューションをブランド化し、拡充することで、エネルギーに次ぐ事業の柱へ

統合事業ブランド構築とソリューションの拡充

- ・お客さまへの提供価値を「レジリエンス」「最適化」「脱炭素」と再定義し、これらに関わるソリューションを統合する新たなブランドを構築するとともに、「ご家庭」「法人」「地域・コミュニティ」のお客さまにとって、分かりやすい・使いやすいソリューションメニューを提供します。

3つの提供価値



コンセプト

【ご家庭のお客さま】

社会の変化とライフステージに応じた最適なソリューションを提供する

【法人のお客さま】

お客さまと東京ガスグループのノウハウを掛け合わせ、持続的成長に貢献する

【地域・コミュニティのお客さま】

ステークホルダーとの共創により、地域・コミュニティの活力を引き出す

具体的なソリューションを拡充するとともに、デジタル基盤の活用、他社との共創・パートナーリングを通じてエコシステムを拡大

※新ブランド名称・ロゴ等は今後発表予定

リアルの強みとデジタルを活用したお客さまとのコミュニケーション強化

- ・オクトパスエナジー社等の先進的なデジタル技術を活用し、お客さまとのコミュニケーションを強化することで、これまでのリアルな接点で培ったお客さまとの関係をより一層強固なものにします。

23-25期間の取組み

エネルギー事業の質的成長

- お客さまの多様なニーズに応じた料金メニューやサービス提供体制の構築

エネルギーと環境型設備の「ソリューション化」

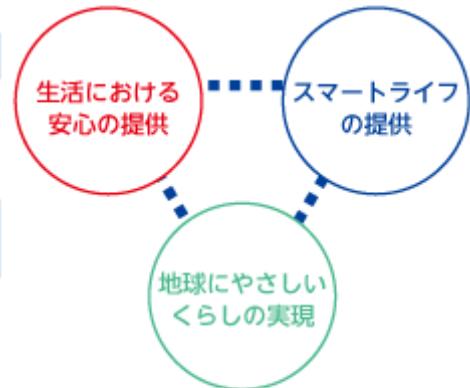
- 多様なプレーヤーとのアライアンスによる分散型リソース (PV・蓄電池・EV) を活用したソリューション (DR等) の拡充

リアルの強みを土台に、個々のお客さまに合わせたデジタルマーケティングの実践

- お客さま中心の即応性が高い業務・システムへの移行とお客さま属性や行動データに基づくアプローチの最適化、デジタル基盤活用による双方向コミュニケーションの拡大
- ラストワンマイルを活かしたソリューションによるお客さまとの関係強化と、TGオクトパスエナジーのデジタル技術を活かした更なるつながり（お客さまアカウント）の拡大

2025年の到達点

お客さまの生活を支える
グループ内外の
パートナーシップ・共創拡大



ソリューション売上高
約**1,000**億円
(3年間で+40%)

地域密着の強みを活かした最適ソリューションの提供を通じた地域社会との価値共創

- ・東京ガスグループとアライアンスパートナーの省エネから先進的な脱炭素技術までのあらゆる環境ソリューションを最適に組み合わせ、お客さまや地域社会の課題解決に貢献します。さらにソリューションや商圏・分野の拡大により、ESG型不動産開発やまちづくりも推進し、持続可能な地域の実現を目指します。

全国のお客さまの経営課題解決



地域課題解決



③変化に強いしなやかな企業体質の実現

DXによるビジネスモデル変革に加え、人的資本経営や財務基盤強化により不確実性への耐性を向上

DX主要3施策の推進

- ・先進企業の知見も取り入れ、デジタルの特徴を活かした仕組み・業務プロセスへと進化させるべく、DXの3本柱として①～③の施策を推進すると共に、DXのベースとなるデータ・デジタル基盤の整備、DX人材の育成・採用拡大に取り組みます。

23-25期間の取組み

DXの3本柱：デジタル活用度と変革度の高い取組みを推進

- ① 需給調整と利益創出の両立に資するデジタル取引プラットフォーム構築
- ② 顧客管理システム基盤の一元化・共通化によるCX向上
- ③ スタッフ業務標準化・集約、業務プロセス・パフォーマンスの可視化による生産性向上

データ・デジタル基盤の整備

- 社内外データ連携による価値共創・AI活用高度化に向けたデータ基盤強化
- DX重点取組み推進に資するデジタル基盤構築（オクトパスエナジー社のテクノロジーの活用）

DX人材の拡大・DX推進会議での組織間連携強化

- 実践を重視したDX教育の拡充・積極的な教育投資
- 高度DX人材の採用拡大・キャリアパス整備
- CDOを議長とするDX推進会議を新設

2025年の到達点

バリューチェーン全体でのデジタル活用能力の向上によるお客さまへの継続的な価値提供の実現

- データ・デジタル基盤の運用開始
- DX活用人材：3,000名
DX高度・中核人材：500名

アジリティの高い組織風土の実現

人的資本経営の実践

- ・カンパニー・基幹事業会社が、各々の市場でインパクトのある仕事を生み出し、収益力を高めるため、戦略的人員採用・配置・育成・リスクリングを行い、多様な人材がグループ全体で活躍できる制度を充実します。これらによりグループ員一人ひとりと東京ガスグループ双方が成長を実感できる人的資本経営を実践していきます。

23-25期間の取組み

2025年の到達点

戦略的 人員配置

人材シフトと事業変化への対応力強化

- 経営戦略とマッチした人員計画、最適配置、リスクリング
(DX、脱炭素・海外領域等での事業開発に資するスキル等)
- M&A等も活用した高度専門人材の獲得および制度整備

自律的な学びの促進

リスクル・学び直し実施率100%※3

多様性を 力に

知・経験のダイバーシティ、 エクイティ&インクルージョン※1

- 女性・若手の活躍（ポスト登用拡大、男性育体推進、フェムテック※2活用による理解促進）と時間・場所によらない働き方推進
- グローバルでの経験者人材積極採用とポスト登用拡大

男性育休取得・女性活躍の進展

男性育休取得（1カ月）比率 100%
（3年間で約2倍）※4
着実・継続的な女性管理職増
（3年間で+15%以上）

挑戦による 成長

プロ人材としての成長・挑戦、自律的 キャリア形成促進

- タレントマネジメントシステム・データ活用による適性や意志を反映したキャリア形成・スキル構築機会の提供
- 自ら機会をつかむ社外兼業・社内公募・社内起業の推進・拡充

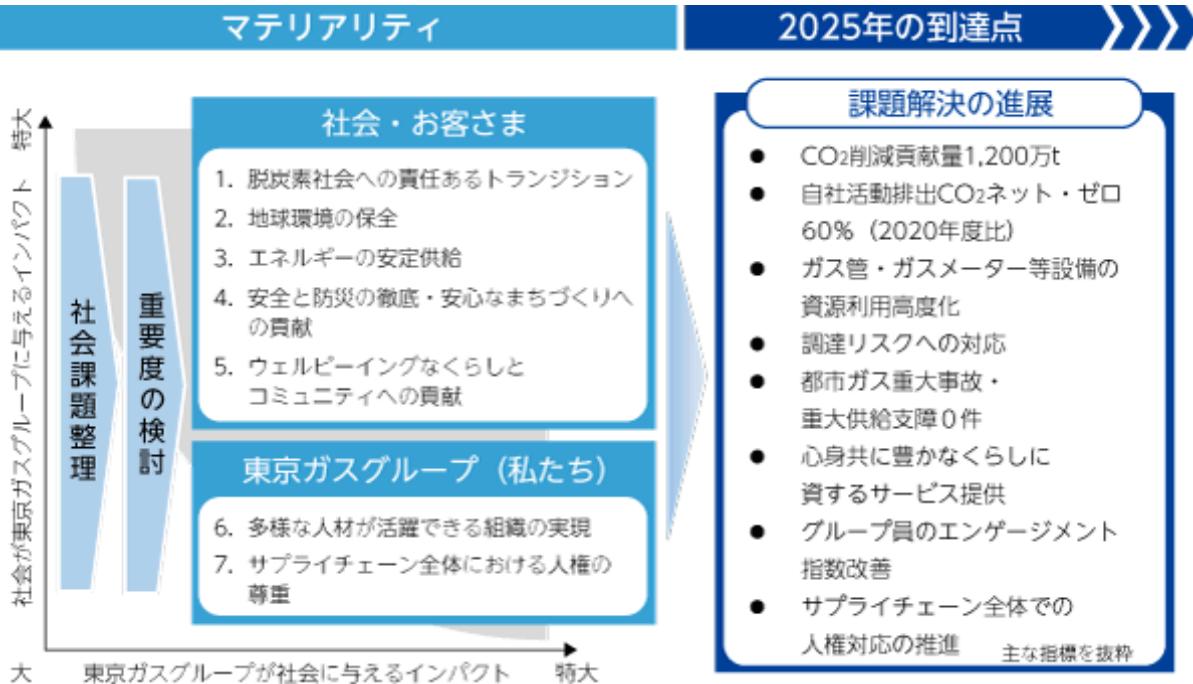
エンゲージメント向上

エンゲージメント指数を定期測定し
各種施策へ反映

※1 多様な人材が、本来の能力を発揮し、互いに尊重し合い、切磋琢磨して新たな価値を生み出す
※2 女性特有の健康課題(月経・出産等)をサポートするツール
※3 スキル習得・更新（リスクルを含む）のための研修受講・資格取得等の取組み実施率
※4 特別休暇を除いた男性育休休職率の22年度見直しは約50%

サステナビリティを重視した経営による事業活動を通じた持続可能な社会の実現

- ・社会と東京ガスグループが相互に及ぼし合う影響を踏まえ、取り組むべき重要な社会課題をマテリアリティとして改めて特定。指標に基づく管理を実行。
- ・事業活動を通じて課題解決に努め、その進捗をより開かれた形でステークホルダーの皆さまと共有。



※当社グループの取組みの詳細は、統合報告書 (https://www.tokyogas.co.jp/IR/library/anurp_j.html)、サステナビリティブック (<https://www.tokyo-gas.co.jp/sustainability/download/index.html>) をご参照ください。

財務基盤強化

- ・事業ポートフォリオマネジメントの強化を通じて、健全な財務体質と成長投資を両立し、持続的な成長・企業価値向上を実現します。

23-25期間の取組み		2025年の到達点		
キャッシュ インフロー	安定的なキャッシュインフローの創出 <ul style="list-style-type: none"> ■ カンパニー・基幹事業会社の自立自走による稼ぐ力最大化 ■ 前中計期間（20-22）を上回る営業キャッシュフローを創出 	定量指標	現在の姿 (20-22年度 平均)	2025年度
		セグメント 利益 ^{※1} (営業利益 +持分法 利益)	1,300 億円	1,500 億円
健全性 効率性	成長投資を支える強靱でスリムなBS <ul style="list-style-type: none"> ■ 格付を意識した投資規律とCF管理による財務健全性の確保 ■ 稼ぐ力を考慮した投資・資産売却により、資産効率性を向上 	ROA ^{※1}	3.0%	4%程度
		ROE ^{※1}	7.3%	8%程度
企業価値 成長投資	企業価値向上に向けた経営管理 <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業ごとの要求リターンを踏まえた資産効率性の管理 ■ CF見通しの精度向上を通じた投資余力マネジメントの高度化 ■ 環境価値の定量評価による脱炭素投資の加速 	D/E レシオ	0.91	0.9程度

※1 スライド差補正後利益

株主還元	総還元性向 4 割程度（各年度の目安） ※2024年3月期期末配当より適用			
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 配当に加え、消却を前提とした自己株式取得を株主還元の一つとして位置付け、総還元性向（連結当期純利益に対する配当と自己株式取得の割合）は、各年度4割程度を目安とする。 ■ 配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現。 		

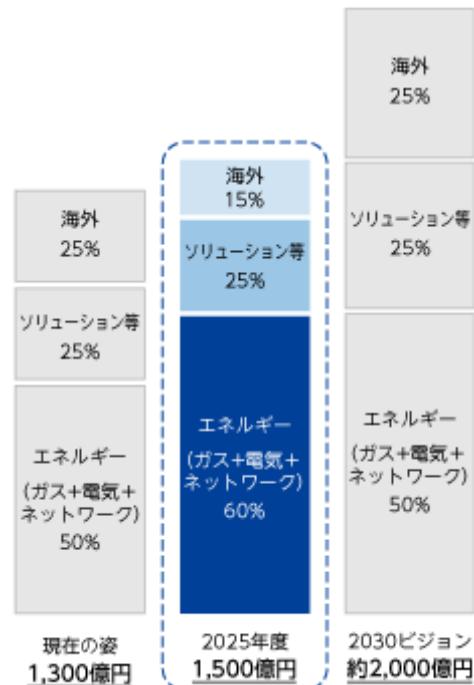
2. 主要計数

財務・環境指標		現在の姿 (20-22 年度平 均)	2025年度
財務	セグメント利益 ^{※1} (営業利益+持分法利益)	1,300 億円	1,500億円
	ROA ^{※1}	3.0%	4%程度
	ROE ^{※1}	7.3%	8%程度
	D/Eレシオ	0.91	0.9程度
環境	CO ₂ 削減貢献量	600 万t ^{※2}	1,200 万t ^{※3}

キャッシュフロー・投資計画		20-22年度 見通し	23-25年度
累積営業キャッシュフロー (純利益+減価償却費)		9,600 億円	1.1兆円
投資	成長投資 (うち脱炭素関連投資)	5,300 億円 (1,900億円)	6,500億円 (2,300億円)
	基盤投資	3,700 億円	3,500億円
	合計(3ヶ年)	9,000 億円	1兆円

※1 スライド差補正後利益 ※2 20-21年度の平均、国内のみ ※3 海外含む

事業ポートフォリオ構成： 営業利益+持分法利益



- ・サステナビリティ上の重要課題（マテリアリティ）

Q1 サステナビリティ上の重要課題（マテリアリティ）を戦略の前提とした考え方について教えてください。

取り巻く事業環境の変化を踏まえ、当社グループが中長期的に事業活動を通じて取り組むべき社会課題を社内外に対し明確化する必要があると考え、マテリアリティを新たに設定しました。そして本マテリアリティを戦略・取り組みに着実に反映させていくため、中期経営計画と連動して検討しており、中期経営計画の発表と併せて、その前提となる位置付けのものとして公開しました。

- ・エネルギー安定供給と脱炭素化の両立

Q2 どのようにエネルギーの安定供給と脱炭素化を両立していくのですか。

LNGが持つ安定供給や機動的に需給バランスをとる調整力の価値、再エネが持つ脱炭素の価値、および分散型リソースの持つ分散型の価値をデジタルの力も使って組み合わせながらお客さまに最適なエネルギー・ソリューションを提供していくことで、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立を目指します。

Q3 海外再エネ事業の進捗や今後の海外事業の展望はどうなっているのですか。

米国テキサス州にて大規模太陽光発電所の建設・事業運営に取り組んでいるほか、北欧ではイービー（EWII）社との協業を通じデンマークを含めた北欧諸国の再エネ開発を推進しています。また、その他エリアにおいても再エネ開発の機会を模索しています。今後は、資産の入れ替え、事業間連携の推進、将来の収益貢献に向けた投資を加速し、収益基盤の面的拡大を志向するとともに、各市場に応じたエネルギー事業を展開し、地域の発展・脱炭素化に貢献します。

Q4 e-methaneとは何ですか。どのように普及促進させていくのですか。

「e-methane」とは再エネから製造されたグリーン水素等のカーボンフリー水素と、本来大気中に排出される二酸化炭素（CO₂）を合成して製造されたメタンです。CO₂を回収・再利用することから大気中のCO₂は増加せず、また既存のガス・LNGインフラをそのまま使えるため、都市ガスの脱炭素化手段として現実的な解と考えます。当社は、e-methaneに関わる技術開発・実証、海外からの輸入サプライチェーン構築について、産官学一体となり、2030年に1%導入実現に向けた取り組みを進めてまいります。

- ・ソリューションの本格展開

Q5 統合事業ブランド構築とは何ですか。

これまで培ってきた「安心・安全・信頼」のコーポレートバリューに加え、「レジリエンス・最適化・脱炭素」という3つの提供価値を込めた事業ブランドを策定するものです。このコンセプトをもって具体的なソリューションメニューの提供・拡大を進めてまいります。

・ソリューションの本格展開

Q6 ガス事業や電力事業はどうなっていくのですか。

エネルギーを取り巻く情勢が不透明な中でも、今後も徹底的に事業効率性を高め、エネルギーの安定供給と脱炭素化に向けたガス・電力を含むソリューションをデジタルも組み合わせながら提供し、社会やお客さまからの期待にお応えしてまいります。

・変化に強いしなやかな企業体質の実現

Q7 「人的資本経営の実践」に込めた想いは何でしょうか。

当社グループはこれまでも「企業活力の源泉は人」という考えのもと、人事戦略を展開してきました。その想いを引継ぎながら、「人的資本経営の実践」を掲げることで、新たなグループ経営理念の下、東京ガスグループの果たすべき役割を実行していくのはグループ社員に他ならないことを明確にし、グループ員一人ひとりと東京ガスグループ双方が成長を実感できる企業グループを目指してまいります。

Q8 今後、新規事業等、どのような投資をしていくのですか。

再エネ等の脱炭素分野においては、一定の規律の中で成長投資を積極的に進めてまいります。基盤投資については、エネルギーの安定供給に資するインフラ投資およびグループ横断でのDX実装に向けたシステム投資を行ってまいります。

Q9 HD型グループ体制に移行して1年が経過しましたが、成果と今後の方向性について教えてください。

カンパニー・基幹事業会社の権限拡大等を通じ、カンパニー・基幹事業会社による機動的・自立的な事業遂行が進展しました。また、コンプライアンス、法務、人材活用、会計ガバナンス等において、グループ全体の視点での相乗効果や効率化につながる取り組みも増加しています。今後も、ガバナンスを確保しつつ、カンパニー・基幹事業会社による迅速な意思決定や行動を通じて、お客さま対応や提供サービスの向上を進めてまいります。

・その他

Q10 株主還元方針を変更した（2024年3月期 期末配当から適用）理由、配当への影響について教えてください。

「脱炭素化社会への貢献と当社グループの持続的な発展の実現」を目指し、財務体質の健全性を保ちつつ、原資を優先的にCO₂ネット・ゼロ関連分野等に振り向けるためです。配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

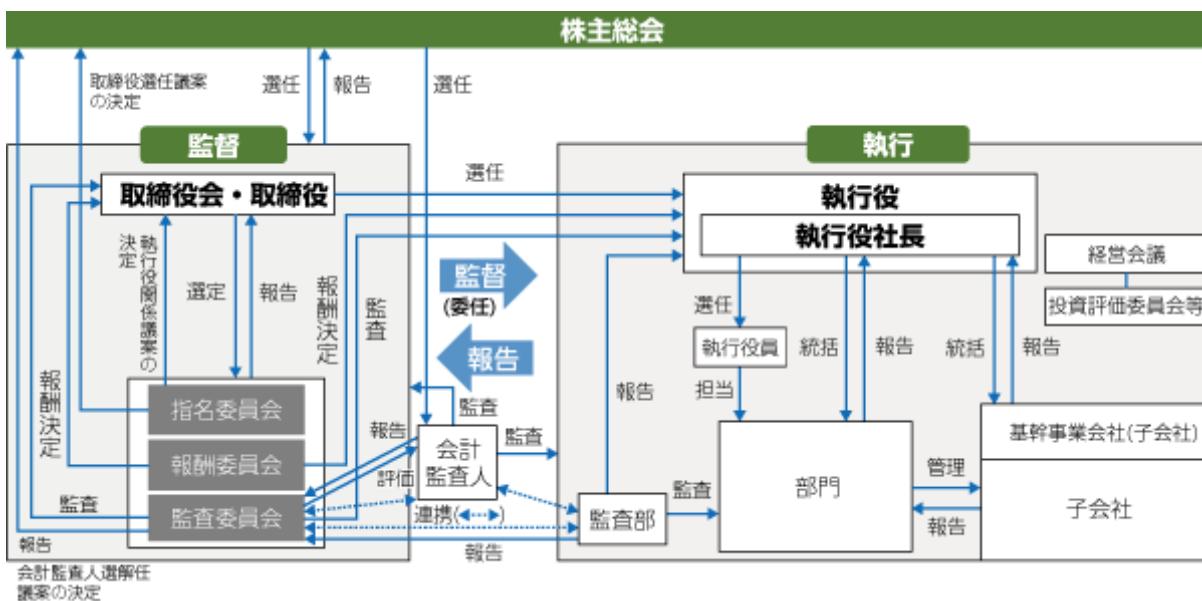
コーポレート・ガバナンスの状況 (2023年3月31日現在)

当社では、創立以来の大変革を行うにあたり、「経営からの改革」が不可欠との認識の下、第221回定時株主総会での承認をもって「指名委員会等設置会社」に移行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

「取締役会」と「執行体制」の2つの主体が、一定の緊張関係の下で、お互いの役割と責任を明確にして補充し合うことで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目指します。

「取締役会」は、経営全体を俯瞰した、より広い視点での検討・議論を行い、決議事項の決定プロセスの充実を図る一方、執行役からの報告に基づくモニタリングに注力しています。

「執行体制」は、グループ経営を意識した、より深い視点での検討・議論を行い、迅速かつ適切な意思決定、業務遂行を実施しています。



取締役会（2022年度の開催実績13回）

取締役会は、原則として毎月1回開催され、法令および定款等のほか、取締役会規則の定めるところにより、経営計画、経営方針その他当社の経営の重要な意思決定を行っています。また、業務執行の決定権限を大幅に執行役社長に委任し、経営にスピードをもたらすとともに、経営全体を俯瞰したモニタリングを通じ、企業価値向上を図っています。現在、当社の取締役会は9名で構成され、うち6名が独立社外取締役です。

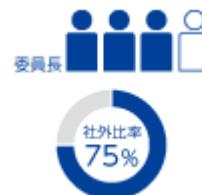
2022年度は、「東京ガスグループ 2023-2025年度 中期経営計画」の策定にあたり、各事業戦略（LNG事業・海外事業・電力事業等）や脱炭素戦略、グループ人事改革、財務戦略等について執行からの報告をもとに、各取締役が多様な視点から建設的な議論を重ねました。



指名委員会（2022年度の開催実績9回）

指名委員会は、取締役の選任・解任に関する株主総会の議案内容、執行役の選任・解任等に関する取締役会の議案内容の決定等を行っています。

[具体的な活動] 新任社外取締役を含む取締役候補者の選任、代表執行役社長候補者の選任 等



監査委員会（2022年度の開催実績14回）

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の決定、会計監査人の選任・解任および不再任に関する議案内容の決定等を行っています。

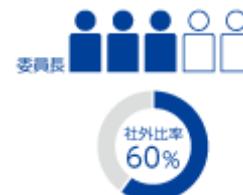
[具体的な活動] 監査委員会監査計画の策定、内部統制システムの構築・運用状況等の監査、内部監査部門・会計監査人・子会社監査役との連携 等



報酬委員会（2022年度の開催実績4回）

報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の方針を定め、その方針に従い、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定等を行っています。

[具体的な活動] 2021年度の業績評価、2022年度の業績評価指標の策定 等



(6) 財産および損益の状況の推移

区 分		第219期 (2019年3月期)	第220期 (2020年3月期)	第221期 (2021年3月期)	第222期 (2022年3月期)	第223期 (2023年3月期)
売上高	(百万円)	1,962,308	1,925,235	1,765,146	2,154,860	3,289,634
営業利益	(百万円)	93,704	101,418	77,675	127,525	421,477
経常利益	(百万円)	89,386	102,645	70,500	136,481	408,846
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	84,555	43,293	49,505	95,702	280,916
1株当たり当期純利益	(円)	187.60	97.86	112.26	217.67	646.99
総資産額	(百万円)	2,428,149	2,539,919	2,738,348	3,187,627	3,581,425
純資産額	(百万円)	1,171,345	1,159,138	1,178,271	1,281,150	1,589,301
1株当たり純資産額	(円)	2,575.99	2,602.53	2,616.37	2,847.88	3,595.60

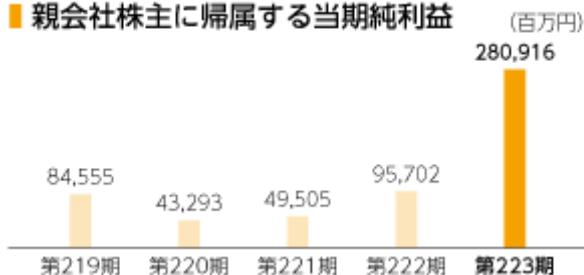
■ 売上高



■ 営業利益 / ■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



■ 総資産額 / ■ 純資産額



(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
Tokyo Gas America Ltd.	1,910,332千米ドル	100.00	米州における上流関連事業等への出資
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	1,137,593千米ドル	100.00	豪州における上流関連事業等への出資
TG Natural Resources LLC	493,348千米ドル	78.89	東テキサス州および北ルイジアナ州におけるガス開発・生産事業
TG Aktina Holdings LLC	457,000千米ドル	100.00	太陽光発電所の建設、運転、管理および電力供給
Tokyo Gas United Kingdom Ltd.	229,594千英ポンド	100.00	欧州のエネルギー関連事業への投資
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	327,968千Sドル	100.00	東南アジアにおける中下流事業への出資
東京ガス不動産株式会社	11,894百万円	100.00	不動産の開発・賃貸・管理・仲介
東京ガスネットワーク株式会社	10,000百万円	100.00	ガス導管事業およびこれに付帯する事業
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	10,000百万円	100.00	エネルギーサービスおよび総合エンジニアリング事業
Tokyo Gas International Holdings B.V.	54,734千ユーロ	100.00	海外事業への出資
株式会社扇島パワー	5,350百万円	75.00	発電所の運営・管理
長野都市ガス株式会社	3,800百万円	89.22	都市ガス事業
プロミネットパワー株式会社	3,488百万円	100.00	再生可能エネルギー発電所の建設・運転・管理および電力販売・供給
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200百万円	100.00	LNG・LPG輸送船の貸渡・外航海運業
株式会社キャプティ	1,000百万円	100.00	ガス配管・給排水・空調工事の設計・施工
東京ガスケミカル株式会社	1,000百万円	100.00	産業ガス・化成品の販売
東京ガスリース株式会社	450百万円	100.00	ガス機器およびガス工事に関するクレジット業務ならびに各種リース業務
東京ガスiネット株式会社	400百万円	100.00	情報処理サービス事業
ティージープラス株式会社	60百万円	100.00	LNGの調達および販売
株式会社ニジオ	47百万円	100.00	電力卸販売事業
ティージーグローバルトレーディング株式会社	10百万円	100.00	LNGトレーディング事業
群馬安中太陽光発電合同会社	1百万円	100.00	太陽光発電所の建設、運転、管理および電力販売・供給
市原八幡埠頭バイオマス発電合同会社	10万円	100.00	バイオマス発電事業
伏木万葉埠頭バイオマス発電合同会社	10万円	100.00	バイオマス発電事業

(注) 上記の重要な子会社24社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は117社です。

(8) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

当社は、2022年4月1日付でガス導管事業等を吸収分割により東京ガスネットワーク株式会社に承継させました。

(9) 主要な営業所など（2023年3月31日現在）

① 企業集団の主要拠点

東京ガス株式会社（当社）	本 社（東京都港区）
LNG基地	根岸LNG基地（神奈川県横浜市） 袖ヶ浦LNG基地（千葉県袖ヶ浦市） 扇島LNG基地（神奈川県横浜市） 日立LNG基地（茨城県日立市）
東京ガスネットワーク株式会社	本 社（東京都港区）
導管事業部	中央導管事業部（東京都港区） 西部導管事業部（東京都世田谷区） 東部導管事業部（東京都荒川区） 北部導管事業部（東京都北区） 神奈川導管事業部（神奈川県横浜市）
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	本 社（東京都港区）
東京ガス不動産株式会社	本 社（東京都港区）

② 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
Tokyo Gas America Ltd.	アメリカン ヒューストン	プロミネットパワー株式会社	東京都港区
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア パ ー	東京エルエヌジータンカー株式会社	東京都港区
TG Natural Resources LLC	アメリカ ヒューストン	株 式 会 社 キ ャ プ テ ィ	東京都墨田区
TG Aktina Holdings LLC	アメリカ ヒューストン	東京ガスケミカル株式会社	東京都港区
Tokyo Gas United Kingdom Ltd.	イギリス ロンドン	東京ガスリース株式会社	東京都新宿区
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	シンガポール	東京ガスiネット株式会社	東京都港区
東京ガス不動産株式会社	東京都港区	ティージープラス株式会社	東京都港区
東京ガスネットワーク株式会社	東京都港区	株 式 会 社 ニ ジ オ	東京都港区
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	東京都港区	ティージーグローバルトレーディング 株 式 会 社	東京都港区
Tokyo Gas International Holdings B. V.	オランダ アムステルダム	群馬安中太陽光発電合同会社	東京都港区
株 式 会 社 扇 島 パ ワ ー	神奈川県横浜市	市原八幡埠頭バイオマス発電合同会社	東京都港区
長 野 都 市 ガ ス 株 式 会 社	長野県長野市	伏木万葉埠頭バイオマス発電合同会社	富山県高岡市

(10) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業	従業員数（前期末比増減）
エネルギー・ソリューション	9,213名
ネ ッ ト ワ ー ク	4,708名
海 外	360名
都 市 ビ ジ ネ ス	878名
全 社	804名
合 計	15,963名（△734名）

- (注) 1. 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2. 全社とは、一般管理部門を指します。
3. 当連結会計年度より、新しい事業区分に変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載していません。
4. 2023年1月31日に公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に基づき、女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差について、2023年3月期（第223期）有価証券報告書にて開示する予定です。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
3,060名（△2,898名）	43.1歳	18.1年

- (注) 1. 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
 2. 平均年齢および平均勤続年数には、受入出向者分は含みません。
 3. 従業員数が前期末と比べて大幅に減少しておりますが、その主要な理由は、組織改正による出向者の増加によるものです。

(11) 主要な借入先および借入額（2023年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン	163,951
信 金 中 央 金 庫	46,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	44,850
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	43,800
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	34,273
農 林 中 央 金 庫	28,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	28,000
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	23,156
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	18,500
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	17,952

- (注) シンジケートローンの内訳は、株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資10,000百万円、JPMorgan Chase Bank, N.A.を幹事とする協調融資29,147百万円、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする協調融資24,293百万円、株式会社千葉銀行を幹事とする協調融資34,200百万円、株式会社千葉銀行を幹事とする協調融資2,812百万円及び株式会社三菱UFJ銀行・株式会社みずほ銀行・株式会社三井住友銀行を幹事とする劣後特約付協調融資63,500百万円です。

2 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	1,300,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	434,875,059株
(3) 単元株式数		100株
(4) 株主数		108,345名
(5) 大株主		

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	70,909	16.35
日本生命保険相互会社	31,296	7.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	25,692	5.92
東京瓦斯グループ従業員持株会	8,849	2.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,336	1.92
富国生命保険相互会社	7,472	1.72
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口	7,098	1.64
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,962	1.38
JPMORGAN CHASE BANK 385781	5,479	1.26
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,184	1.20

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,236,705株）を控除して計算しております。
 2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち218,500株については、当社の役員等向け株式交付信託の信託財産として保有する株式を含んでおります。

(6) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

当期においては、職務執行の対価として、前期末に退任した執行役1名に対し2,100株、当期中に退任した社外取締役1名に対し400株を交付しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

- | | | |
|------------------|---------|-----------------|
| ①自己株式の消却 | 普通株式 | 6,121,500株 |
| | 消却価格の総額 | 15,885,537,360円 |
| ②事業年度末における保有自己株式 | 普通株式 | 1,236,705株 |

3 新株予約権等に関する事項（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の氏名等（2023年3月31日現在）

①取締役

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
広瀬 道明	取締役会長	指名委員、報酬委員	
内田 高史	取締役	報酬委員	
中島 功	取締役	監査委員	
斎藤 一志	取締役（社外）	指名委員長、報酬委員	グローブシップ株式会社社外取締役 Paramount Group, Inc. 社外取締役
高見 和徳	取締役（社外）	報酬委員長、指名委員	株式会社エフエム東京社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役 藤田観光株式会社社外取締役
枝廣 淳子	取締役（社外）	指名委員、報酬委員	有限会社イーズ代表取締役 有限会社チェンジ・エージェント取締役会長 大学院大学至善館教授 株式会社未来創造部代表取締役 特定非営利活動法人ブルーカーボン・ネットワーク理事
引頭 麻実	取締役（社外）	監査委員長	味の素株式会社社外取締役 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役
大野 弘道	取締役（社外）	監査委員	株式会社めぶきフィナンシャルグループ社外取締役
関口 博之	取締役（社外）	監査委員	

②執行役

氏名	地位	担当
内田 高史	代表執行役社長	CEO（最高経営責任者）
沢田 聡	代表執行役副社長	カスタマー&ビジネスソリューションカンパニー長
笹山 晋一	代表執行役副社長	CSO（最高戦略責任者）
糟谷 敏秀	執行役専務	海外事業カンパニー長

- (注) 1. 監査の実効性を高めるため、当社における業務経験の豊富な中島功を常勤の監査委員に選定しております。
2. 取締役の中島功および大野弘道は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 執行役の各氏に重要な兼職はありません。
4. 代表執行役社長の内田高史は、2023年3月31日付で代表執行役社長を退任いたしました。
5. 代表執行役副社長の沢田聡は、2023年3月31日付で代表執行役副社長を退任いたしました。
6. 代表執行役副社長の笹山晋一は、2023年4月1日付で代表執行役社長に就任いたしました。
7. 執行役専務の糟谷敏秀は、2023年4月1日付で代表執行役副社長に就任いたしました。
8. 2023年4月1日付で、木本憲太郎が代表執行役副社長に就任し、担当がCTO（最高技術責任者）、グリーントランスフォーメーションカンパニー長になりました。
9. 2023年4月1日付で、小川慎介が代表執行役副社長に就任し、担当がカスタマー&ビジネスソリューションカンパニー長になりました。
10. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務の執行につき善意でかつ重過失がないときは会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しております。
11. 当社は、各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、職務の執行について悪意または重過失がないことを条件に同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。
12. 当社は、保険会社との間で、取締役、執行役、執行役員および社外派遣役員*を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該D&O保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が支払う損害賠償金や訴訟費用等を填補することとし、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等については填補されない等の免責事由があります。
- ※当社から出向または兼務により、子会社や出資先等の社外取締役・監査役・執行役員を担う者のうち、一定要件に該当する者。
13. 当社と重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 取締役および執行役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	インセンティブ報酬		
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬)	株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち、社外取締役)	216 (78)	192 (72)	- (-)	24 (6)	9 (7)
執行役	264	174	52	38	4

- (注) 1. 取締役の報酬等には、第222回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名の分が含まれています。
2. 取締役を兼務する執行役1名の報酬等は、執行役の報酬等に記載しております。
3. 株式報酬の金額は、2022年4月1日から2023年3月31日までの費用計上額を記載しております。
4. 上記の金額は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

(3) 役員報酬に関わる基本方針

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、以下のとおり「役員報酬に関わる基本方針」を決議しております。

当社は指名委員会等設置会社として、会社法に定める報酬委員会を設置するとともに、社外取締役の中から委員長を選定し、客観性・透明性を確保しつつ、役員（取締役および執行役）の個人別の報酬等を決定する。

(1) 役員の役割と報酬

役員に求められる役割は、短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとする。

(2) 報酬の水準

報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとし、経営環境の変化、外部専門機関の調査に基づく他社水準等を踏まえたものとする。

(3) 年間報酬の構成

年間報酬は「固定報酬（基本報酬）」と「インセンティブ報酬（賞与、株式報酬）」から構成する。

- ①基本報酬 役位別に定められた定額を、月例報酬として支給する。
- ②賞与 短期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に財務指標・非財務指標に対する期間業績の評価を反映し、年1回支給する。指標については毎年検討を行い、選定する。
- ③株式報酬 非金銭型の中長期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に応じてポイントを付与し、退職時にそのポイント数に応じて株式を交付する。

取締役の報酬は基本報酬および株式報酬、執行役（取締役を兼務するものを含む）の報酬は基本報酬、賞与および株式報酬で構成する。

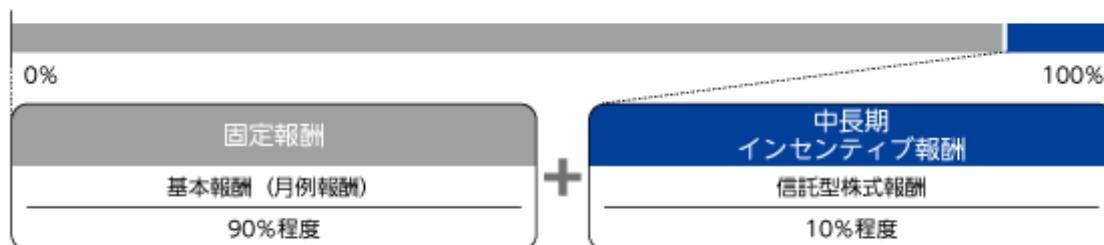
構成割合については、取締役は基本報酬が90%程度、株式報酬が10%程度、執行役（取締役を兼務するものを含む）は基本報酬が65～70%、賞与が15～20%、株式報酬が10～20%程度とする。

なお、2022年度の取締役および執行役の個人別の報酬等に関しては、上記の「役員報酬に関わる基本方針」に基づき、賞与については2021年度の業績評価指標の目標の達成状況を踏まえ、報酬委員会において審議のうえ決議した内容を支給しています。

【参考】

● 非執行の取締役（社内・社外）の報酬構成

取締役の報酬構成割合のイメージ



● 執行役（取締役を兼務するものを含む）の報酬構成

執行役の報酬構成割合のイメージ



(4) 業績連動報酬に係る事項

業績連動報酬として、執行役（取締役を兼務するものを含む）に対して、業績評価指標の達成状況を反映した賞与を支給しています。2021年度の業績評価指標（注）は経営計画の重点管理指標との連動を意識し、報酬委員会において決議しています。なお、業績評価指標については、報酬委員会において毎年度検討を行うこととしています。

賞与の支給額は、役位ごとの基準額に、業績評価指標に対する期間業績の達成状況を定量的・定性的に評価・反映し、決定しています。

（注）2021年度の業績評価指標

財務指標：目標達成に向けたインセンティブとして「連結当期純利益」「営業利益+持分法利益」

非財務指標：ESG関連指標として「〔E〕CO₂削減量」「〔E〕再エネ電源取扱量」「〔S〕人財の多様性」
各ビジネスの拡大の指標として「天然ガス取扱量」「輸送量」「お客さまアカウント数（増加分）」

2021年度の各指標の実績は、財務指標である「連結当期純利益」は887億円、「営業利益+持分法利益」は1,215億円となり、達成率はそれぞれ171%、140%と目標を上回りました。また、非財務指標である6つの指標のうち、「人財の多様性」「天然ガス取扱量」「輸送量」「お客さまアカウント数（増加分）」は目標を上回りました。

(5) 非金銭報酬に係る事項

当社は、中長期インセンティブ報酬として取締役および執行役に対して株式報酬を支給しています。具体的には、役位別に定められた基準額に応じてポイントを付与し、退職時にそのポイント数に応じて当社株式を交付する信託型株式報酬制度を導入しています。

(6) 社外役員に関する事項

社外取締役 氏名	出席状況 (◎は委員長)	主な活動状況
斎藤 一志	取締役会 100% (13/13回) ◎指名委員会 100% (9/9回) 報酬委員会 100% (4/4回)	<p>不動産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に海外事業において育まれたグローバルなビジネス感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。</p> <p>また、指名委員長、報酬委員を務め、取締役や代表執行役の選任・選定に関わる検討、執行役等の報酬体系の検討・決定を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。</p>
高見 和徳	取締役会 100% (13/13回) 指名委員会 100% (9/9回) ◎報酬委員会 100% (4/4回)	<p>電機産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に家電事業において育まれた消費者目線からのマーケティング感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。</p> <p>また、報酬委員長、指名委員を務め、執行役等の報酬体系の検討・決定、取締役や代表執行役の選任・選定に関わる検討を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。</p>
枝廣 淳子	取締役会 100% (13/13回) 指名委員会 100% (8/8回) 監査委員会 100% (4/4回) 報酬委員会 100% (2/2回)	<p>ジャーナリスト、クリエイターとして培われたエネルギーとサステナビリティに関わる高度な知見と発信能力、豊富な地域実践体験および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。</p> <p>また、2022年6月29日開催の第222回定時株主総会終結の時までは監査委員を務め内部統制システムの構築・運用状況等の監査を、同株主総会終了後の取締役会において指名委員および報酬委員に就任後は取締役や代表執行役の選任・選定に関わる検討、執行役等の報酬体系の検討・決定を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。</p>

社外取締役 氏名	出席状況 (◎は委員長)	主な活動状況
引頭 麻実	取締役会 100% (13/13回) ◎監査委員会 100% (14/14回)	金融分野におけるアナリスト、アドバイザーとして培われた高度で多様な経営分析・指導、監視機関の経験の中で育まれたリスク視点からのマネジメント感覚および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また、監査委員長を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。
大野 弘道	取締役会 100% (13/13回) 監査委員会 100% (14/14回)	食品産業の役員として培われた広い視点と高い見識に基づく経営能力、特に財務部門において育まれたグループ視点、リスク視点からのマネジメント感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また、監査委員を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。
関口 博之	取締役会 100% (11/11回) 監査委員会 100% (10/10回)	放送記者、解説委員として培われたエネルギー、サステナビリティをはじめ経済全般に対する鋭い着眼力、本質に迫る深い洞察力、視聴者目線に立った説明力および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また、監査委員を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。

(注) 1. 当社は、各社外取締役を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。
2. 関口博之については、2022年6月29日就任後の状況を記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	122	2
連 結 子 会 社	174	8
計	297	11

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社における監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
2. 監査委員会は、当社の会計監査に関する会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および従前の監査実績等を踏まえ、報酬等の額について検討を行い、会社法第399条第1項および第4項に基づく同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Tokyo Gas America Ltd.、TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、TG Natural Resources LLC、TG Aktina Holdings LLC、Tokyo Gas United Kingdom Ltd.、TOKYO GAS ASIA PTE.LTD. およびTokyo Gas International Holdings B.V. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4. 当社は上記以外に、前事業年度の監査証明業務に基づく報酬の追加2百万円を、2022年8月に支払っております。
5. 上記の金額は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である、無担保社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査委員会は、会計監査人の独立性、専門性、品質管理等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 株主還元方針

(1) 2023年度実績から適用される方針

当社は、2023年2月22日開催の取締役会において、以下のとおり「株主還元方針」を決議しております。

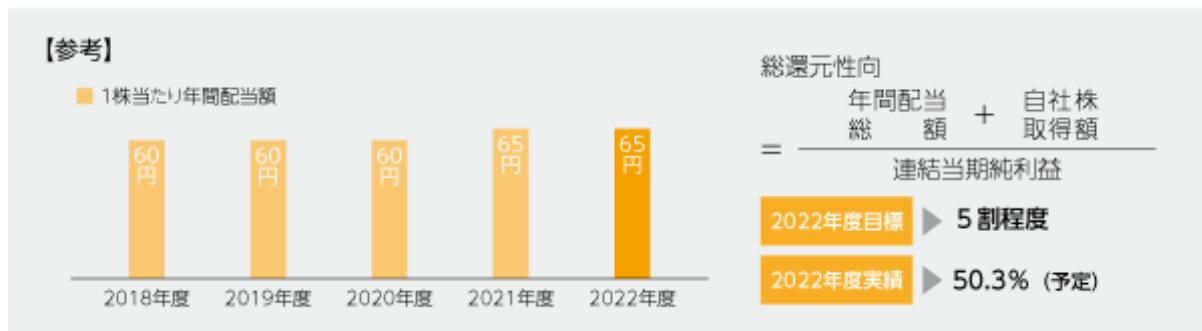
配当に加え、消却を前提とした自己株式取得を株主還元の一つとして位置付け、総還元性向（連結当期純利益に対する配当と自己株式取得の割合）は、各年度4割程度を目安とします。
配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

(2) 2022年度実績まで適用される方針

経営の成果を、お客さまサービス向上と持続可能な社会の実現に振り向けるとともに、株主のみなさまに適切・タイムリーに配分します。
株主のみなさまには、配当に加え、消却を前提とした自社株取得を株主還元の一つとして位置付け、総還元性向（連結当期純利益に対する配当と自社株取得の割合）の目標を、2022年度に至るまで各年度5割程度とします。
また、配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2023年4月26日開催の取締役会決議により、1株当たり32.5円としました。効力発生日および支払開始日は、2023年6月6日です。また、第2四半期末の配当32.5円と合わせた年間配当総額は、1株につき65円となります。併せて、同じく2023年4月26日開催の取締役会決議により、5,300万株または1,130億円を上限とする自己株式の取得を決定しております。

なお、当社は、2021年6月29日開催の第221回定時株主総会決議により、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能である旨を定款に定めています。



7 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、以下のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」の改定を決議しております。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に応じるか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えております。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしません。市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要

当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会の決議の内容（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）の概要、およびその運用状況の概要は以下のとおりです。

I. 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、以下のとおりといたしました。

東京ガス株式会社（以下、「当社」という。）は、経営理念のもと、適法性・健全性・透明性を確保しつつ、経営・執行責任の明確化、監督・監査機能の強化を図り、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行を推進することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する。

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、それぞれの自律性を尊重するとともに、全体最適の追求を共通の理念とすることにより、その永続的な発展を志向する。

上記を踏まえ、当社グループの業務の適正を確保するため、取締役会は内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。本方針に基づき、執行役は当社グループにおける内部統制システムを実効的に構築・運用する役割と責任を負う。

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基盤として「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② コンプライアンス活動の方針および体制を定め、継続的な啓発教育等によりコンプライアンス意識の醸成を図る。
- ③ 内部通報・相談窓口を当社グループ内外に設置するとともに、運用状況等を監査委員会に報告する。また、上記窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ④ 当社グループの内部統制に関する諸規則等を管理する組織を設置し、法令遵守、サイバーセキュリティの確保等を図る。
- ⑤ 当社グループの内部監査を分掌する部門（以下、「内部監査部門」という。）を設置し、業務執行の状況を効率的・効果的に監査する。内部監査部門は、監査結果を監査委員会および被監査子会社の取締役等に報告する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する方針および体制を定め、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑦ インサイダー取引防止および情報開示に関する方針および体制を定め、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。
- ⑧ 反社会的勢力の違法または不当な要求を毅然として拒否する等、「私たちの行動基準」に定め、適切な対応を図る。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 執行役の職務の執行に係る情報等について、文書および電磁的記録の取り扱いを定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理方針」に従い、執行役社長を統括責任者とするリスク管理体制を構築・運用する。また、経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに執行役および監査委員に報告する体制とする。
 - ② 災害、製造供給支障その他不測の非常事態が発生した場合の体制整備・事業継続計画を定め、迅速かつ適切な対応を図る。
- (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社および重要な子会社の中長期経営計画・単年度経営計画の策定・進捗その他「取締役会規則」に定められた事項等について、取締役会に定期的に報告する。
 - ② 経営に係る重要な事項について、執行役の合理的な意思決定を支援する会議体を設置し、必要に応じて多面的な検討を行う。また、当該会議体の諮問機関を設置し、投資・出資・融資に関する案件その他の重要な事項について、専門的な観点から答申を行う。
 - ③ 業務執行に関する決定権限および職務分掌を定め、その責任と権限を明確化する。
- (5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社管理に関する方針および体制を定め、子会社の取締役等に内部統制システムの整備に関する基本方針の決定、その構築・運用を求めるとともに、子会社の株主総会付議事項の承認、その他の重要な事項の報告等を通して子会社を管理する。
- (6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項
- ① 監査委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人等を配置する。当該使用人等が監査委員会の指揮命令下で当該補助業務を円滑に行うことができる環境を整備する。
 - ② 当該使用人等に関する人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行う。
- (7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ① 当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告する。また、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
 - ② 監査委員会の選定する監査委員が、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることを、および重要な情報を入手できることを保証する。
 - ③ 監査委員が法令に基づき費用等の請求をした場合は、当該費用等を負担する。
 - ④ 監査委員会が、内部監査部門、会計監査人および子会社の取締役等と連携することを含め、監査活動を実効的に実施できるよう措置を講じる。
 - ⑤ 監査委員会からの求めがある場合、執行役社長は調査を実施し、その結果を監査委員会に報告する。

II. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社全体の内部通報・相談窓口として「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」をグループ内外に設置し、イントラネット等を通じて同窓口および内部通報者に対する不利益な扱いの禁止等の利用ルールを周知しております。

内部監査部門である監査部は、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、当社各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行うとともに、監査結果は監査委員会および被監査子会社の取締役等に適宜報告しております。

代表執行役社長は「財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する規則」を定め、適正かつ適切な内部統制の整備・運用に努めるとともに、評価結果について会計監査人の監査を受け、財務報告の信頼性を確保しております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な業務執行の決定またはその監督に係る決裁文書や議事録等については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」等を定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧できる状態としております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク統制規則」に具体的なリスク統制プロセスを定め、毎年、当社および子会社の事業に重要な影響を及ぼすリスクの見直しを行うとともに、リスク管理委員会およびリスク管理部門において管理状況の把握や対応策の検討を行っております。

大規模な災害・事故等の不測の事態に対しては、「非常事態対策規則」に従って体制を整備しており、当期は、2件の対応を行いました。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および重要な子会社の経営計画の策定・進捗状況その他の事項等について、取締役会に対して定期的に報告を行っております。また、経営に係る重要な事項について、執行役および役付執行役員で構成される「経営会議」を設置し、定期的に審議等を行っております。

(5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

執行役は「子会社管理規則」に基づき、子会社から決算に関わる計算書類等の重要事項等の報告を受け、または事前承認を行っております。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

監査委員会の職務を補助する専任組織として監査委員会室を設置し、4名を配置するとともに、補助業務を円滑に行うことができる環境を整備しております。また、当該使用人等の人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行っております。

- (7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
- 当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告しております。
- 監査委員会の選定する監査委員に対し、経営会議、経営倫理委員会、リスク管理委員会等の重要な会議へ出席し適法性等の観点から意見を述べる機会、および重要な情報を入手できる機会を確保しております。
- 監査委員会と監査部、会計監査人および子会社取締役等との連携を含め、監査委員会の監査活動が実効的に実施できるよう必要な措置を講じております。当期、監査部は17回、会計監査人は15回、子会社監査役は13回、監査委員会または常勤の監査委員と情報・意見交換をしております。

独立監査人の監査報告書

2023年 5月12日

東京瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 穴戸 通孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 相澤 尚也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第223期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第223期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、内部統制システム（会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、監査計画、監査基準及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針）に対する意見については、取締役会における決議に際しての審議状況等を踏まえ、検討いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、国際情勢等により経営環境の不確実性が高まっていることを踏まえた当社グループの対応について引き続き注視してまいります。

2023年5月15日

東京瓦斯株式会社 監査委員会

監査委員長 引頭 麻実

監査委員 大野 弘道

監査委員 関口 博之

監査委員（常勤） 中島 功

(注) 監査委員引頭麻実、大野弘道及び関口博之は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上